

第10回工事に係る行政監査結果報告書

(県有施設等の点検業務及び維持修繕に係る工事の執行状況について)

群馬県監査委員
平成31年1月

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
第2	監査の方法及び調査内容	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の着眼点	1
3	監査の実施方法	2
4	庁舎等の点検に係る取扱いについて	2
5	庁舎等の維持修繕工事に係る取扱いについて	3
6	書面調査結果	4
7	実地調査の対象等	6
第3	監査結果及び意見	8
1	監査結果の分類基準	8
2	庁舎等の点検に係る実施状況について	9
3	庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について	12
4	まとめ	15
(資料)	根拠法令等	17
	1 点検業務	
	■建築基準法	
	■平成28年3月10日付け国土交通省住宅局建築指導課長「建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」(事務連絡)	
	■建築基準法施行規則	
	2 維持修繕工事	
	■群馬県財務規則	
	■群馬県建築工事積算要領	
	■群馬県建設工事の監督に関する規程	
	■群馬県建設工事検査規程	
	■群馬県建設工事執行規程	
	■軽易な工事の事務取扱要領	
	■群馬県土木工事写真管理要領	

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県有施設等の点検業務及び維持修繕に係る工事の執行状況について

2 監査の目的

群馬県の保有する施設の約半数が築30年を超え、修繕や改修の時期を迎えている。このような中、本県では、将来負担を軽減しつつ必要な行政サービス等を持続的に提供するため、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針」及び「群馬県県有施設長寿命化指針」を策定し、さらに平成28年3月に同基本方針を「群馬県公共施設等総合管理計画」に改定して、全庁的な視点から機能集約や長寿命化、利活用促進等、公共施設等の計画的な維持管理に取り組んでいるところである。これにより、使えなくなれば、壊して建て替えるというスクラップ・アンド・ビルドを前提とした施設整備の考え方から、ストックの有効活用を基本とした考え方に転換された。また、これに合わせ、維持保全の方法についても事故や故障が発生してから行う対症的な事後保全の考え方から、日常点検や定期点検又は適正な診断により、事故や故障などを未然に防ぐ予防保全の考え方に転換された。

県有施設等の長寿命化に当たって不可欠である適切な点検及び維持修繕について、専門的な定期点検や大規模な建設及び改修工事の積算、監督及び検査は、専門の技術職員が関わって実施しているものの、日常点検及び小規模な維持修繕における工事の積算、監督及び検査は、庁舎管理を担当している事務職員が実施せざるを得ない状況がある。このようなことから、今回の監査は、県有施設等のうち、庁舎等の長寿命化に密接に関わる点検業務及び維持修繕に関わる工事等に着眼し、適切な庁舎等の管理に資することを目的とする。

3 監査の対象

(1) 対象業務

平成27年度から28年度までに完了した庁舎等に係る点検業務及び維持修繕工事

(2) 対象機関

知事部局、病院局及び教育委員会において、庁舎等の県有施設の維持管理を実施している203所属を対象とした。

なお、企業局及び警察本部については、浄水場や発電所等のインフラ施設、警察庁舎等の中には、建築後相当年経過している建築物があるものの、建築又は設備等の技術職員が庁舎等の維持管理に関われる体制があることから、監査対象外とした。

第2 監査の方法及び調査内容

1 監査の実施期間

平成29年8月から平成31年1月まで

2 監査の着眼点

- (1) 庁舎等の点検を適正に執行しているか。
- (2) 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び工事の監督業務等を適正に執行しているか。

3 監査の実施方法

(1) 書面調査内容

- ア 施設数及び建築基準法（以下「法」という。）第12条第2項及び第4項の規定により実施される法定点検（以下「12条点検」という。）点検対象施設数
- イ 庁舎等の維持修繕工事に係る契約件数及び契約金額
- ウ 「長寿命化指針」名及び「長寿命化計画」名並びに概要

(2) 実地調査内容

- ア 庁舎等の点検に係る実施状況
- イ 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務、監督業務及び検査業務等の実施状況

4 庁舎等の点検に係る取扱いについて

(1) 点検の種類

点検には、法律によって一定期間ごとに行うことを義務付けられている「法定点検」と、施設管理担当者等が設備の利用などを通して、建築物の異常・劣化を目視等にて調査する「日常点検」がある。

(2) 法定点検（12条点検）

12条点検は、国や都道府県などの所有する建築物、建築物の敷地及び昇降機を含む建築設備の点検が平成17年から義務化されたものである。

点検の区分は、「建築物」、「建築設備」、「昇降機」、「防火設備」に分かれ、それぞれ維持保全に関する項目について点検を行うものである。

12条点検を要する施設は法第6条第1項に規定されており、点検周期は同法施行規則第5条の2（建築物）及び第6条の2（建築設備、昇降機）に規定されている。

表1は、県管財課が作成した法12条点検マニュアル（以下「12条点検マニュアル」という。）に基づき、点検区分、対象施設及び点検周期を表で整理したものである。

表1 点検区分、対象施設及び点検周期

点検区分	対象施設	点検周期
建築物	12条点検を要する建築物は、次の3つのいずれかに該当する建築物である。 ① 法第6条第1項第1号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積が100㎡を超える建築物 ② 階数5以上でかつ延べ面積が1,000㎡を超える事務所 ③ 合同庁舎※	3年以内ごと
建築設備	12条点検を要する建築設備は、「12条点検を要する建築物」に設けられた建築設備のうち、次の4つの建築設備である。 ① 換気設備 ② 排煙設備	1年以内ごと

	③ 非常用の照明装置 ④ 給水設備及び排水設備	
昇降機	1 2 条点検を要する昇降機は、県有施設に設けられた全ての昇降機である。 ① エレベーター ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機 ④ その他昇降機（階段昇降機等）	1 年以内ごと
防火設備	1 2 条点検を要する防火設備は、1 2 条点検を要する建築物に設けられた防火設備のうち、次の4つの防火設備である。 ① 防火扉 ② 防火シャッター ③ 耐火クロススクリーン ④ ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	1 年以内ごと

※ 合同庁舎は防災上の観点から規模の大小によらず点検対象施設としている。また、合同庁舎以外でも分掌者が防災上の重要施設と判断した場合には点検対象施設としている。

(3) 日常点検

法第8条の規定により、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」と建築物等の維持保全義務について定められている。

このことから、1 2 条点検マニュアルでは、1 2 条点検対象外の全ての施設も含め、日常点検表を用いた点検（以下「日常点検」という。）を施設管理担当者等が自主的に実施するものとされており、対象施設や点検頻度を表2のとおり定めている。

表2 対象施設及び点検頻度

対象施設	点検頻度
施設全て（建築物、敷地・外構、電気設備、機械設備、防火設備）	年次、月次、随時の3種類

5 庁舎等の維持修繕工事に係る取扱いについて

(1) 軽易な工事の位置づけ

本県では、群馬県建設工事執行規程（以下「工事執行規程」という。）において、県で行う建設工事の執行に関する基本的な事項を定めており、工事執行規程第34条の規定により、庁舎等に係る軽微な工事に該当するものについては、同条に定める各条の規定は、別に定めるところにより、適用しないことができるとされている。

軽易な工事の事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）は、工事執行規程第34条の適用除外規定を受けて、設計金額が500万円未満の工事（以下「軽易な工事」という。）の事務取扱いに関し、必要な事項を定めている。

(2) 軽易な工事に係る規定

ア 積算業務

庁舎等に係る積算は、群馬県財務規則（以下「財務規則」という。）に基づき予定価格積算票を作成し、又は群馬県建築工事積算要領（以下「積算要領」という。）に基づき設計書の単価を決定するものとされている。

イ 契約事務

軽易な工事に係る契約事務は、事務取扱要領及び軽易な工事における工事事務の手引き（以下「軽易な工事の手引き」という。）に基づき、契約書類を作成するものとされている。

ウ 監督業務

工事に関する監督業務は、財務規則及び群馬県建設工事の監督に関する規程に基づき行うものとされている。

エ 検査業務

工事に関する検査業務は、財務規則及び群馬県建設工事検査規程（以下「検査規程」という。）に基づき行うものとされている。

6 書面調査結果

(1) 書面調査の実施内容

各部局で所管する施設数のほか、平成27年度から平成28年度までに完了した庁舎等に係る点検業務及び維持修繕工事について、節別（11-2節その他需用費のうち修繕費、13節委託料、15節工事請負費）の契約件数、契約金額並びに長寿命化指針及び長寿命化計画に関して策定状況の調査を行った。

(2) 書面調査の結果

書面調査の結果は、表3から表5のとおりである。

表3 施設数及び12条点検対象施設数

部局	施設数 (100㎡以下は除く)※	施設数のうち、 12条点検対象施設数
知事部局	725	292
総務部	71	58
企画部	2	1
生活文化スポーツ部	31	26
こども未来部	15	12
健康福祉部	48	23
環境森林部	38	18
農政部	350	87
産業経済部	48	21
県土整備部	122	46
病院局	38	37
教育委員会	136	118
県立学校	86	86

県立学校以外	50	32
合計	899	447

※ 12条点検を要する建築物は、法第6条第1項第1号の規定により、床面積の合計が100㎡を超える建築物とされていることから、庁舎等の県有施設のうち床面積の合計が100㎡を超える建築物の施設数を調査し、そのうち12条点検を要する施設数を集計した。

表4 庁舎等の維持修繕工事に係る節別契約件数及び契約金額

部局	所属数	その他需用費のうち修繕費(11-2節)		委託料(13節)		工事請負費(15節)	
		件数	万円	件数	万円	件数	万円
知事部局	100	1,651	95,532	891	1,026,519	647	690,294
総務部	16	363	6,728	224	151,580	228	134,809
企画部	2	3	59	1	35	3	143
生活文化スポーツ部	8	240	8,942	163	114,194	58	23,302
こども未来部	5	70	1,299	26	30,412	12	2,421
健康福祉部	17	274	4,074	126	5,598	83	35,008
環境森林部	12	55	1,480	53	8,927	40	10,917
農政部	15	374	10,780	127	132,282	70	10,346
産業経済部	9	157	2,981	101	15,769	29	6,452
県土整備部	16	115	59,189	70	567,722	124	466,896
病院局	4	1,056	24,965	112	93,145	16	81,040
教育委員会	99	2,353	26,023	383	52,316	938	338,992
合計	203	5,060	146,520	1,386	1,171,980	1,601	1,110,326

表5 県有施設等に関する長寿命化指針及び長寿命化計画の概要

部局	名称	概要	策定年月
知事部局			
総務部	群馬県県有財産活用基本方針	長寿命化の推進に向けた基本的な方向性を定めた方針(群馬県公共施設等総合管理計画に移行)	平成25年3月
	群馬県県有施設長寿命化指針	県の保有する施設を長期にわたり良好な状態で使用するための基本的事項を定めた指針	平成25年3月
	群馬県公共施設等総合管理計画	本県が所有又は管理する全ての公共施設等を対象とした全庁的な方針を定めた計画	平成28年3月

	群馬県庁舎等施設管理計画	庁舎等に係る具体的な行動方針	平成30年3月
農政部	群馬県農業水利施設保全対策計画	県内の農業水利施設の長寿命化計画	平成28年3月
県土整備部	群馬県営住宅長寿命化計画	県営住宅の長寿命化計画	平成22年3月
	群馬県橋梁長寿命化計画	県が管理する橋梁の長寿命化計画	平成22年10月
	群馬県都市公園長寿命化計画	県が管理する都市公園の長寿命化計画	平成24年4月
	河川構造物長寿命化計画	県が管理する河川構造物（排水機場・水門等・ダム施設）の長寿命化計画	平成25年3月
	群馬県下水道施設長寿命化計画	県が所有する下水道施設の長寿命化計画	平成25年3月
	群馬県砂防関係施設長寿命化計画	県が管理する砂防関係施設（堰堤・床固工・溪流保全工・地すべり対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設）の長寿命化計画	平成29年4月
	群馬へりポート長寿命化計画	群馬へりポートの長寿命化計画	平成30年3月
	群馬県道路施設長寿命化計画	県が管理する道路施設（橋梁を除く）の長寿命化計画	平成30年6月
	病院局	計画策定中	
教育委員会	群馬県立学校施設長寿命化計画	県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長寿命化計画	平成29年3月

7 実地調査の対象等

(1) 対象所属

書面調査の結果を踏まえ、表6の所属を実地調査の対象とした。

表6 対象所属

部局	所属数	抽出数	対象所属
総務部	16	3	管財課、消防学校、高崎行政県税事務所
企画部	2	0	—
生活文化スポーツ部	8	2	館林美術館、土屋文明記念文学館
こども未来部	5	1	中央児童相談所
健康福祉部	17	3	衛生環境研究所、食肉衛生検査所 安中保健福祉事務所
環境森林部	12	2	富岡森林事務所、林業試験場

農政部	15	3	農業技術センター、農林大学校、畜産試験場
産業経済部	9	2	群馬産業技術センター、前橋産業技術専門学校
県土整備部	16	1	中之条土木事務所
病院局	4	4	心臓血管センター、がんセンター 精神医療センター、小児医療センター
教育委員会	※97	15	総合教育センター、ぐんま昆虫の森 勢多農林高等学校、高崎高等学校 高崎東高等学校、伊勢崎高等学校 伊勢崎清明高等学校、伊勢崎興陽高等学校 伊勢崎商業高等学校、太田工業高等学校 吾妻中央高等学校、盲学校、しろがね特別支援学校 高崎特別支援学校、高崎高等特別支援学校
計	201	36	

※ 平成30年度の学校統合により、教育委員会の所属数が99から97に減少したことに伴い、所属数が201となった。

(2) 点検対象施設

対象所属が管理する点検対象施設並びに12条点検の点検区分及び日常点検における該当有無は、表7のとおりである。

なお、表1の点検区分のうち、防火設備の点検については、平成31年5月末まで点検実施の猶予期間が設けられていることから、今回の監査では対象外とし、建築物、建築設備及び昇降機の点検状況について確認した。

表7 点検対象施設

(○点検該当 一点検対象外もしくは対象設備なし)

対象所属	点検対象施設	12条点検区分			日常点検
		建築物	昇降機	建築設備	
管財課	県庁舎、県民駐車場	○	○	○	○
	群馬会館	○	○	○	○
	岩神町公舎	○	—	○	○
消防学校	消防学校	○	—	○	○
高崎行政県税事務所	高崎合同庁舎	○	○	○	○
館林美術館	館林美術館	○	○	○	○
土屋文明記念文学館	土屋文明記念文学館	○	○	○	○
中央児童相談所	中央児童相談所	○	—	○	○
衛生環境研究所	衛生環境研究所	○	○	○	○
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	○	—	○	○
安中保健福祉事務所	安中保健福祉事務所	—	—	—	○
富岡森林事務所	さくらの里	○	—	○	○
	治山情報センター	—	—	—	○
林業試験場	林業試験場	—	—	—	○
農業技術センター	農業技術センター	○	—	○	○
農林大学校	農林大学校	○	—	○	○
畜産試験場	畜産試験場	○	—	○	○

群馬産業技術センター	群馬産業技術センター	○	○	○	○
前橋産業技術専門校	前橋産業技術専門校	○	○	○	○
中之条土木事務所	中之条土木事務所	○	—	○	○
	三原事業所	○	—	○	○
	長野原地区合同庁舎	○	—	○	○
心臓血管センター	心臓血管センター	○	○	○	○
	職員宿舎	○	—	○	○
がんセンター	がんセンター	○	○	○	○
	職員宿舎	○	○	○	○
精神医療センター	精神医療センター	○	○	○	○
小児医療センター	小児医療センター	○	○	○	○
	職員宿舎	○	—	○	○
総合教育センター	総合教育センター	○	○	○	○
ぐんま昆虫の森	ぐんま昆虫の森	○	○	○	○
勢多農林高等学校	勢多農林高等学校	○	—	○	○
高崎高等学校	高崎高等学校	○	—	○	○
高崎東高等学校	高崎東高等学校	○	○	○	○
伊勢崎高等学校	伊勢崎高等学校	○	○	○	○
伊勢崎清明高等学校	伊勢崎清明高等学校	○	—	○	○
伊勢崎興陽高等学校	伊勢崎興陽高等学校	○	—	○	○
伊勢崎商業高等学校	伊勢崎商業高等学校	○	—	○	○
太田工業高等学校	太田工業高等学校	○	—	○	○
吾妻中央高等学校	吾妻中央高等学校	○	○	○	○
盲学校	盲学校	○	○	○	○
	寄宿舎	○	—	○	○
しろがね特別支援学校	しろがね特別支援学校	○	○	○	○
高崎特別支援学校	高崎特別支援学校	○	○	○	○
	寄宿舎	○	—	○	○
高崎高等特別支援学校	高崎高等特別支援学校	○	○	○	○

(3) 維持修繕工事の抽出件数

契約金額が3万円以上250万円以下の維持修繕工事から、36の対象所属ごとに6件を抽出し、計216件について実地調査を行った。

第3 監査の結果及び意見

1 監査結果の分類基準

監査結果について、改善を要する事項、検討を要する事項として、次のとおり分類した。

(1) 点検業務について

ア 改善を要する事項

12条点検マニュアル及び点検に係る通知等に基づく業務が確認できないもの

イ 検討を要する事項

12条点検マニュアル及び点検に係る通知等に基づく業務の一部が書面等で確認できないもの又は書面等の整理が不十分なもの

(2) 維持修繕工事に係る監督業務等について

ア 改善を要する事項

工事執行規程、事務取扱要領に基づく業務が書面で確認できないもの又は財務規則に基づき作成する予定価格積算票及び積算要領に基づき作成する設計書の単価決定の根拠が不明なもの

イ 検討を要する事項

財務規則、検査規程及び軽易な工事の手引きに基づく業務において書面の整理が不十分なもの

2 庁舎等の点検に係る実施状況について

(1) 12条点検に関すること

12条点検について、各部局が参照する点検マニュアル（表8）に基づく方法で点検を実施しているか、主務課からの作業依頼に基づく方法で点検を実施しているかなどの観点により実地調査を行ったところ、表9のとおり、改善を要する事項が3項目6所属、表10のとおり、検討を要する事項が3項目31所属見受けられた。

表8 参照マニュアル

部局	参照マニュアル
知事部局	12条点検マニュアル（県管財課作成）
病院局	
教育委員会（県立学校以外）	
教育委員会（県立学校）	建築物点検マニュアル（一般財団法人建築保全センター発行）

ア 改善を要する事項

表9

改善を要する内容		知事部局	病院局	教育委員会
1	実務経験者を点検者として登録し、点検を実施していたものの、実務経験者では点検できない建築物及び建築設備が一部含まれていたため、点検者の資格を満たしていない点検があったもの	—	1所属	—
2	点検対象施設のうち、建築物について点検を実施していなかったもの	—	1所属	—
3	点検対象施設のうち、一部建築物又は一部建築設備について、点検を実施していなかったもの	—	3所属	1所属

建築物、昇降機及び建築設備については、法第12条第2項及び第4項の規定により、定期に損傷、腐食その他の劣化状況の点検をさせなければならないとされており、点検者については、平成28年6月における法の改正に伴い、一級建築士、二級建築士及び特定

建築物調査資格者証等の交付を受けた者のほか、庁舎管理2年以上の実務経験がある場合には点検者として登録が可能とされている。

表9の1は、12条点検の実施に当たり、実務経験者を点検者として登録し、建築物や建築設備について点検を実施していたものの、実務経験者では点検することができない施設規模の建築物が含まれていたため、一級建築士等の資格者が点検する必要があった所属である。

平成28年3月10日付け国土交通省住宅局建築課長の事務連絡により、実務経験では点検ができない建築物が示されていることから、点検実施前段階等においてどの施設が事務連絡の条件に該当しているかを確認し、確実に実施するよう周知徹底が必要である。

表9の2及び3は、点検対象施設の点検状況について実地調査を行ったところ、建築物及び一部建築物又は一部建築設備について点検をしていなかった所属である。

各所属が所管する施設には大小さまざまな規模の建築物や建築設備があることから、対象施設に点検漏れがないよう点検実施前段階等において財産台帳、図面などを確認するなどの周知徹底が必要である。

イ 検討を要する事項

表10

	検討を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
1	昇降機及び建築設備の点検について、他所属の職員に依頼又は専門業者に委託していたものの、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定していることが書面で確認できなかったもの	総務部2所属 生活文化スポーツ部2所属 こども未来部1所属 健康福祉部1所属 農政部1所属 産業経済部2所属	1所属	2所属
2	昇降機又は建築設備について、点検を実施していたものの、点検結果の一部が書面で確認できなかったもの	—	—	12所属
3	点検した結果（点検記録）について、保管していたものの、保存期間を定めていなかったもの	総務部1所属 健康福祉部1所属	3所属	2所属

12条点検マニュアルでは、点検を他の所属の職員が行う場合や外部委託する場合又は点検の実務と点検に係る事務を分担して行うなどの場合は、点検業務を取りまとめる責任者を定めるものとされている。

表10の1は、他所属職員に依頼又は専門業者に委託していたが、点検責任者について指定している状況を書面で確認できなかった所属である。

他所属職員へ依頼した場合や専門業者が点検した場合については、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定する必要があることから、取扱いについて周知徹底が必要である。

表10の2は、建築物の点検は点検者として登録を受けた施設管理担当者が行い、主務課が指定した点検様式（以下「点検様式」という。）を作成していたものの、専門業者に点検

を委託した昇降機や建築設備の点検結果の一部について、点検様式に記載していることが書面で確認できなかった所属である。

教育委員会においては、12条点検について、点検様式や点検履歴を含め、点検した記録を整えることで12条点検を実施したものとみなしているため、専門業者に業務委託した点検についても点検様式への記載漏れがないよう周知徹底が必要である。

表10の3は、点検結果について記録を作成し保管していたものの、保存期間を定めていなかった所属である。

点検結果は施設の状態等について記録したものであり、前回の点検結果と比較できるなどの経年変化を把握するためのものでもあることから、長寿命化計画等の実施に向けた貴重な判断材料となり得るものであるため、文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。

(2) 日常点検に関すること

各部局で日常点検において参照しているマニュアル（表11）に基づき日常点検を実施しているかという観点で実地調査を行ったところ、表12のとおり、検討を要する事項が2項目32所属見受けられた。

なお、12条点検マニュアルでは、日常点検は12条点検とは異なり、実務経験等の資格は必要としない点検とされている。

表11 参照マニュアル

部局	参照マニュアル
知事部局	12条点検マニュアル（県管財課作成）
病院局	
教育委員会	

ア 改善を要する事項

この観点において、該当するものはなかった。

イ 検討を要する事項

表12

	検討を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
1	定期的に建物内や外観等を見回るなど目視による点検を実施していたものの、12条点検マニュアルに基づく点検頻度のうち、月次点検及び随時点検の実施が確認できなかったもの	総務部2所属 こども未来部1所属 環境森林部1所属 農政部1所属 県土整備部1所属	2所属	14所属
2	点検した結果（点検記録）について、保管していたものの、保存期	総務部1所属 生活文化スポーツ部1所属	3所属	3所属

間を定めていなかったもの	健康福祉部1所属		
	環境森林部1所属		

12条点検マニュアルには12条点検の点検方法のほか、日常点検についても点検頻度、点検項目等が定められている。

表12の1は、12条点検マニュアルに定められた日常点検について、月次点検及び随時点検を実施していることが確認できなかった所属であり、表12の2は点検記録を保管していたものの、保存期間を定めていなかった所属である。

月次点検及び随時点検については、警備業務などの日常的な施設監視業務や月ごとの安全点検といった類似する点検を別途実施している状況を踏まえ、より弾力的な点検方法となるよう、点検項目や点検頻度等の取扱いについて見直すなどの検討が必要である。また、点検記録については、12条点検と同様に文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。

(3) 所属からの意見・要望

実地調査の際、点検業務について分からないことや不安を感じていることを聞き取りしたところ、知事部局、病院局では、点検に際して不明な点は管財課等に問合せを行っているものの、「12条点検マニュアルの点検表のうち、コンクリートのひび割れや部材類のサビといった一部点検項目については良否の判断が難しい項目がある。」「年度当初は基本的な研修を行い、年度途中で専門的な要素を取り入れた研修を行うことで適正な点検の実施につながるのではないか。」との意見も多くあった。

また、教育委員会では、「点検様式の記載方法についてより具体的な説明をしてもらいたい。」との意見が最も多く、「点検結果について、定期的に専門業者等による外部からの視点で確認してもらいたい。」「建築物の基礎部分などについては専門的な内容であるため判断に迷うときがある。」「打診棒を使った実践的な実地研修は実務において判断材料になる。」などの意見も多くあった。

3 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について

(1) 積算業務に関すること

財務規則に基づき予定価格積算票を作成しているか又は積算要領に基づき設計書の単価を決定しているかという観点で実地調査を行ったところ、表13のとおり、改善を要する事項が1項目10件、表14のとおり、検討を要する事項が1項目59件見受けられた。

ア 改善を要する事項

表13

改善を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
参考見積りの単価に根拠がない単価 補正をしていた工事	総務部4件 こども未来部1件 健康福祉部3件 農政部1件	—	1件

予定価格積算票を作成する場合においては、財務規則第169条及び第189条の規定により、適正な価格を積算しなければならないとされており、設計書を作成する場合において

は積算要領に基づくものとされている。

表13は、予定価格積算票及び設計書を作成するに当たり徴取した参考見積りの単価に対し、根拠がない補正を行っていた工事である。

積算要領を適用し設計書を作成する場合においては、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案し単価及び価格を決定することなどが定められているため、専門工事業者等の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合においては、根拠を整理しておく必要がある。また、予定価格積算票を作成する場合においては、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないよう周知徹底が必要である。

イ 検討を要する事項

表14

検討を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
予定価格を算出する際に徴取した参考見積りを保管していない工事	生活文化スポーツ部3件 こども未来部4件 健康福祉部2件 農政部3件 産業経済部4件 県土整備部2件	8件	33件

財務規則第169条及び第189条の規定により、設計書、仕様書等に基づき、当該契約の目的となる事務、事業、物件又は役務について、市場価格等を考慮し、予定価格の積算を行い、適正な予定価格を定めなければならないとされている。

表14は、予定価格を算出する際に専門工事業者等から徴取した参考見積りについて保管していない工事である。

維持修繕工事の発注に当たり専門工事業者等から徴取した参考見積りは、同規則又は積算要領に基づく市場調査をした結果であり、予定価格積算票等の作成における根拠資料になることから、契約書類と同様に一定期間は保存する必要があるため、参考見積りの取扱いについて周知徹底が必要である。

(2) 契約事務に関すること

工事執行規程、事務取扱要領及び軽易な工事の手引きに基づき契約事務が行われているかという観点で実地調査を行ったところ、表15のとおり、改善を要する事項が2項目37件見受けられた。

ア 改善を要する事項

表15

	改善を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
1	軽易な工事ではないにもかかわらず軽易な工事として契約していた工事	総務部1件	—	—
2	契約期間中及び完成検査後において提出されるべき書類又は通	総務部4件 生活文化スポーツ部1件	11件	10件

<p>知すべき書類が確認できなかった工事</p>	<p>こども未来部 1 件 環境森林部 1 件 農政部 5 件 産業経済部 3 件</p>		
--------------------------	---	--	--

工事執行規程第 3 4 条の規定により、庁舎、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地に係る建設工事について別に定めることで適用除外できるとされている。

表 1 5 の 1 は、庁舎、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地には当たらない工事内容にもかかわらず、軽易な工事として契約した工事である。

設計金額が 5 0 0 万円未満であっても工事内容によっては軽易な工事として契約締結できるとは限らないため、工事の条件をよく確認のうえ事務を執行するよう周知徹底が必要である。

また、工事執行規程及び事務取扱要領には、契約期間中及び完成検査後における発注者と請負者との間での書類の受け渡しについて規定されている。

表 1 5 の 2 は、工事執行規程第 3 2 条の規定による工事完成検査結果通知書及び完成引渡書について、事務取扱要領第 9 条の規定による工事完成通知書、第 1 0 条の規定による監督員指定通知書及び現場代理人等指定通知書について、そのうちの一部が書面で確認できなかった工事である。

実地調査を行ったところ、書類の管理が不十分であったことから、軽易な工事の手引き等について周知徹底が必要である。

イ 検討を要する事項

この観点において、該当するものはなかった。

(3) 監督業務に関すること

財務規則及び群馬県建設工事の監督に関する規程に基づき、監督業務が行われているかという観点で実地調査を行ったところ、次のとおりであった。

ア 改善を要する事項

この観点において、該当するものはなかった。

イ 検討を要する事項

この観点において、該当するものはなかった。

(4) 検査業務に関すること

財務規則及び検査規程に基づき、検査業務が行われているかという観点で実地調査を行ったところ、表 1 6 のとおり、検討を要する事項が 1 項目 1 9 件見受けられた。

ア 改善を要する事項

この観点において、該当するものはなかった。

イ 検討を要する事項

表 1 6

検討を要する内容	知事部局	病院局	教育委員会
完成検査において確認が必要となる書類（工事完成写真）について、提出されていることが確認できなかった工事	総務部 1 件 生活文化スポーツ部 2 件 産業経済部 4 件	6 件	6 件

維持修繕工事に係る完成検査については、財務規則第 195 条の規定により、検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認に当たり、契約書、仕様書、設計書、納品書その他の関係書類に基づき検査を行うものとされており、また、検査規程第 9 条の規定により、工事のすべての部分について設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合するか否かを精密に検査するものとされている。

表 1 6 は、完成検査においては検査員が契約関係書類のほか仕上がりや動作などを確認していたものの、工事完成写真について請負者から提出を受けていることが確認できなかった工事である。

工事完成写真については、完成検査において、着工前、完成後などの状況を確認するための関係資料となることから、状況に応じて群馬県土木工事写真管理要領に基づき確認する必要があるため、工事完成写真の取扱いについて周知徹底が必要である。

(5) 所属からの意見・要望

実地調査の際、対象所属から維持修繕工事に係る契約業務等について分からないことや不安に感じていることを聞き取りしたところ、工事を発注する際には軽易な工事の手引き等をよく確認していると回答した所属が大半であったものの、「平成 20 年度に県管財課が事務職員向けに作成した『小規模工事の事務マニュアル』が、現時点において運用されていない状態となっているため、『軽易な工事の手引き』には記載がない監督業務や検査業務等について具体的な進め方が分からない。」などのマニュアルに関する意見が多数あった。

4 まとめ

監査対象となった知事部局、病院局及び教育委員会の点検業務における主務課の関与の状況について聞き取りしたところ、庁舎等の管理については多くの所属では事務職員が関わっていることから、専門的な知識や経験が求められる庁舎等の点検に際して、各主務課では研修会の開催や不明点などについての問合せの対応をしているなど、技術職員による積極的な関与の状況について確認することができた。また、12条点検については、知事部局では管財課が各主管課を通じて点検結果を提出するよう依頼し、教育委員会では管理課が年度当初に説明会で点検様式の作成を依頼するなどし、点検の実施について指示していることが確認できた。

そのほか、各所属における監督業務等についても維持修繕工事の着工前、途中段階等の適時において請負者と密に打合せを行うなど、施設利用者の安全に配慮しつつ不安要素が無いようにしていることから、丁寧に業務を進めていることが確認できた。

一方で、12条点検マニュアルや軽易な工事の手引き等に基づく業務が確認できないなどの所属が散見された。経年劣化等に伴い庁舎等の管理を取り巻く状況はより厳しさを増すことが予想される中、庁舎等の長寿命化につながる定期点検、日常点検等の取組のほか、点検を踏まえた維

持修繕工事は益々重要なものになってくることから、関係部局においては、各所属から出された意見を参考にしつつ、今回の監査結果及び意見について検討することを要望するものである。

病院局においては全国的に病院経営が厳しさを増す中、県民にとって安全で安心な高度・専門医療を継続して提供していけるよう、現在策定中である病院施設の長寿命化計画について、速やかな完成を要望するものである。

(資料)

根拠法令等(抜粋)

1 点検業務

■建築基準法

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第6条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～9 (略)

別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物

1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
3	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
4	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの
5	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
6	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

(報告、検査等)

第12条 (略)

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したのものについては、この限りでない。

3 (略)

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したのものについては、この限りでない。

5～9 (略)

■平成28年3月10日付け国土交通省住宅局建築指導課長「建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」（事務連絡）

この事務連絡では、国土交通大臣から2年以上の実務経験を有する者として資格者証の交付を受けた職員は、庁舎等の県有施設のうち、下表に掲げる「建築物」に該当しない点検に限り行うことができるとされている。

表 実務経験者で点検することができない「建築物」

	対象用途	規模等
1	○劇場 ○映画館 ○演芸場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

2	<input type="checkbox"/> 観覧場（屋外観覧場は除く。） <input type="checkbox"/> 公会堂 <input type="checkbox"/> 集会場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場
3	<input type="checkbox"/> 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） <input type="checkbox"/> 旅館、ホテル <input type="checkbox"/> 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） <input type="checkbox"/> 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） <input type="checkbox"/> 就寝用途の児童福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・ 助産所 ・ 盲導犬訓練施設 ・ 救護施設、更生施設 ・ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・ 母子保健施設 ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所 	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
4	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> スキー場 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> スケート場 <input type="checkbox"/> 美術館 <input type="checkbox"/> 水泳場 <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> スポーツの練習場 <input type="checkbox"/> ボーリング場	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
5	<input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 遊技場 <input type="checkbox"/> マーケット <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> 展示場 <input type="checkbox"/> 待合 <input type="checkbox"/> キャバレー <input type="checkbox"/> 料理店 <input type="checkbox"/> カフェー <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> ナイトクラブ <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む <input type="checkbox"/> バー 店舗（床面積が10㎡ <input type="checkbox"/> ダンスホール 以内のものを除く。）	①当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

■建築基準法施行規則

(国の機関の長等による建築物の点検)

第5条の2 法第12条第2項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第6条の2 法第12条第4項の点検は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 維持修繕工事

■群馬県財務規則

(予定価格の作成)

第169条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、契約をしようとする事項に関する設計書、仕様書等に基づき、当該契約の目的となる事務、事業、物件又は役務について市場価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、予定価格の積算を行い、適正な予定価格を定めなければならない。

(予定価格の作成)

第189条 契約担当者は、随意契約をする場合は、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別な理由により、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものを除くほか、第169条第1項及び第2項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。この場合において、予定価格が三十万円未満の契約で、契約担当者が予定価格の積算を省略しても当該契約の適正な執行を確保する上で支障がないと認めるものは、これを省略することができる。

(検査員の職務)

第195条 検査員は、請負契約に係る給付の完了の確認(部分払に係る既済部分の確認を含む。)に当たり、契約書、仕様書、設計書、納品書その他の関係書類に基づき、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

■群馬県建築工事積算要領

第3編 単価、価格等

4 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等(実勢価格帯)を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

■群馬県建設工事の監督に関する規程

(工事内容の説明)

第5条 監督員は、工事内容が設計図書と相違しないように工事着手前に現場代理人等に対し設計の意図、内容等を説明し、その徹底を図らなければならない。

(検査の立会い)

第25条 監督員は、国又は群馬県財務規則第195条の規程により契約担当者が指定した検査員が行う検査に立会い、当該検査に必要な資料を提出してその執行に協力しなければならない。

■群馬県建設工事検査規程

(完成検査)

第9条 完成検査は、工事のすべての部分について設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合するか否かを精密に検査するものとする。

■群馬県建設工事執行規程

(書類の様式等)

第32条 契約担当者は、請負者が建設工事請負契約約款又は請書に基づいて次の表の上欄に掲げる書類を提出しようとするときは、当該下欄に掲げる様式により提出させなければならない。

区 分	様 式
共通事項	別記様式第17号
工程表	別記様式第18号
指定 監督員 通知書 変更	別記様式第20号
指定 現場代理人等 通知書 変更	別記様式第21号
工事完成検査結果通知書	別記様式第22号
完成引渡書	別記様式第23号
前払金請求書	別記様式第24号
部分払金請求書	別記様式第25号
請負代金代理受領承諾申請書	別記様式第26号
委任状	別記様式第27号

(適用除外)

第34条 庁舎(公舎等を含む。以下同じ。)、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地に係る建設工事で法第3条第1項ただし書により政令で定める軽微な工事に該当するものについては、第6条から第13条まで、第17条、第18条、第20条、第29条、第31条及び第32条の規定は、別に定めるところにより適用しないことができる。

■ 軽易な工事の事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県建設工事執行規程第34条の規定により、同条に定める各条の規定を適用しない場合における設計金額が500万円未満のものの事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の完成通知)

第9 軽易な工事が完成したときは、原則として工事執行規程第29条第1項に定める工事完成通知書を徴し、工事執行規程第30条の定めるところにより検査を行わなければならない。

(書類の様式等)

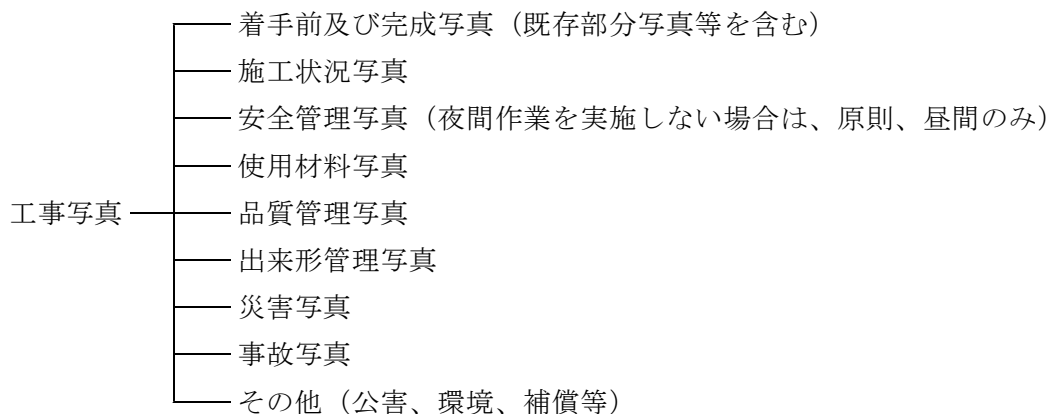
第10 契約担当者は、請負者が軽易工事請負契約書又は請書に基づいて次の表の上欄に掲げる書類を提出しようとするときは、当該下欄に掲げる様式により提出させなければならない。

区分	様式
共通事項	工事執行規程第32条第1項に定める共通事項
監督員指定・変更通知書	工事執行規程第32条第1項に定める監督員指定・変更通知書
現場代理人等の指定・変更通知	工事執行規程第32条第1項に定める現場代理人等の指定・変更通知

■ 群馬県土木工事写真管理要領

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



工事完成写真の整理の仕方

(2) 写真のほりかた

(A4版)

